

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況

- ※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。
 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。
 【問合せ先】 経営企画部調査役（契約） 03-6361-7863

業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
(株) 今井土木	広島県	その他	当該業者の取締役は、広島県発注の道路維持修繕業務の指名競争入札に関し、同県の職員が漏洩した情報をもとに落札し、入札の公正を害したとして、令和5年1月25日、公契約関係競売入札妨害の疑いで広島県警に逮捕され、令和5年2月15日公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。	R5.5.1 ~ R5.6.30	2箇月	中国	別表第2第6号（公契約関係競売等妨害又は談合）
				R5.5.1 ~ R5.5.31	1箇月	中国以外	
(株) 増岡組	広島県	その他	当該業者の社員（使用人）は、広島県立高校改修工事の一般競争入札で、令和3年8月5日、同県の職員が予定価格を伝え、その謝礼としてスポーツ観戦チケットを渡したとして、令和5年2月22日、公契約関係競売等妨害と贈賄の疑いで広島県警に逮捕され、令和5年3月15日、公契約関係競売等妨害と贈賄の罪で起訴された。	R5.5.1 ~ R5.7.31	3箇月	中国	別表第2第6号（公契約関係競売等妨害又は談合）
(株) イトー	静岡県	その他	(株)イトーは、民間発注の建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施工令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年3月24日、建設業許可部局である静岡県知事より監督処分（指示処分）を受けた。	R5.5.1 ~ R5.5.31	1箇月	中部	別表第2第9号（建設業法違反行為）
(株) 進興工業社	東京都	その他	株式会社進興工業社は令和2年11月6日、荒川遊園（仮称）キャンディハウス外5棟建築及び改修工事において、通路及び作業用に設けた高さ2.7メートルの足場上で作業を行っていたところ、足場の一部に手すりを設ける等の墜落防止措置を講じておらず、作業員1名が墜落し、死亡する工事関係者事故を発生させた。 この件について、同社及び同社の使用人は、労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられた。	R5.5.1 ~ R5.5.14	2週間	関東	別表第1第8（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）